

医療措置実施の要請に係る覚書

群馬県（以下「甲」という。）と公益社団法人群馬県医師会（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）（診療所）（以下「協定」という。）を締結した乙の会員である医療機関（以下「丙」という。）に対し、協定第2条の規定により、甲が医療措置を講ずるよう要請する場合について、次のとおり覚書を締結する。

（合意事項）

第1条 甲が丙に対し、医療措置を講ずるよう要請する場合、乙が丙に代わり、甲から要請された医療措置を丙が講ずることの可否を確認することができるものとする。

2 乙は、前項の確認をするに当たり、丙の管理者から委任を受けるものとする。

（報告）

第2条 乙は、前条の規定により、丙に対し医療措置を講ずることの可否の確認を行った結果について、速やかに甲に報告するものとする。

（要請）

第3条 甲は、前条の規定により乙から報告を受けた場合において、丙が協定第3条に掲げる医療措置を講ずることができると認められるときは、丙に対し、協定第2条の規定により、実施可能な医療措置を講ずるよう要請するものとする。

2 甲は、前項の場合において、丙が協定第3条に掲げる医療措置を講ずることができないと認めるときは、丙に対し医療措置を講ずることを要請しないものとする。

（協議事項）

第4条 本覚書に定めのない事項及び本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙及び丙が協議の上解決する。

本覚書締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県
群馬県知事 山本 一太

乙 群馬県前橋市千代田町1-7-4
公益社団法人群馬県医師会
会長 須藤 英仁